

## (事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年8月25日

### 1 契約の名称及び数量

名称 田原本町県有地草刈業務委託(3回目)  
(除草面積：1, 110㎡)  
※詳細は別添\*仕様書のとおり

### 2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

### 3 契約の相手方の決定方法

(見積競争による場合)

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

### 4 見積書（又は提案書）の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 食農部農業水産振興課
- (2) 提出期限 令和7年9月5日 午後5時00分
- (3) その他
  - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
  - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
    - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
    - イ 記名押印を欠く見積書
    - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
    - エ 価格を加除訂正した見積書
    - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

### 5 契約事務を担当する所属

食農部農業水産振興課 総務・水産振興係  
住所：奈良市登大路町30番地  
電話：0742-27-7409（ダイヤルイン）  
FAX：0742-22-9521

### 6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
  - ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者その相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 田原本町県有地草刈業務委託（3回目）仕様書

田原本町県有地草刈業務委託（3回目）について、次のとおり実施するものとする。

### 1. 業務内容

田原本町県有地の除草作業、隣接水路及びU字溝の浚渫を行う。

### 2. 履行場所及び回数

履行場所及び回数は次のとおりとする。

田原本町県有地（磯城郡田原本町大字八田216 1, 110㎡） 1回

### 3. 実施時期

実施時期は、原則として次のとおりとし、実施日の決定については、奈良県食農部農業水産振興課長と協議のうえ、決定するものとする。

実施時期 令和7年9月29日～令和7年10月17日

### 4. 作業時間

作業時間は原則として平日の9時から17時までとし、土・日曜日及び祝日に現場の作業は行わないこと。

### 5. 除草等の範囲

除草範囲 上記履行場所敷地内（総面積1, 110㎡）

浚渫範囲 敷地東側水路11.3m（うち暗渠1.3m）

敷地北側U字溝約100m

詳細は事前打ち合わせにて指示する。

### 6. 除草等の方法

上記敷地内の雑草等を手刈り又は草刈り機を用いて伐採し、刈り高5cm程度の仕上げとする。南北のあぜ道の中央までが敷地であるため、あぜ道中央まで除草を行う。ただし、隣接地との境界付近では、隣接地の樹木等を損傷するおそれがある場合は手刈りとする。除草した雑草や、敷地内に放棄されているごみ等については、処分を行うこと。

また、除草敷地東側に隣接する水路の浚渫(泥上げ)、北側U字溝の浚渫も併せて行うこと。浚渫した泥は、東側水路及び北側U字溝とも県敷地内の容易に落下しない位置に上げる。

## 7. 完了報告

作業終了時には、作業前及び作業中、作業後の写真を添付して完了届を提出すること。

なお、写真については、撮影日等が明記されたプレートが写り込むようにし、作業前及び作業中、作業後の撮影位置や角度等を揃え、作業内容が明瞭となるようにすること。

## 8. 経費負担

作業に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

## 9. 禁止行為

- ①除草剤等の薬品の散布
- ②刈草の焼却
- ③不良刈刃等の廃品の投棄

## 10. 安全管理等

作業の実施においては、安全管理に努めるとともに、万一の災害発生時には速やかに、県農業水産振興課長に連絡し適切な措置を講ずるものとする。

作業中の車両駐停車等については、近隣等より苦情のないように配慮し、受託者の責任において管理するものとする。

人及び自動車等への飛び石や刈草等の飛散防止に努めること。

受託者は作業にあたりその責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 11. 公契約条例に関する遵守事項

「<別紙>公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

## 12. 再委託の禁止

この委託業務達成のため、委託業務の全部または一部を第三者に委託し又は請負わせてはならない。

## 13. その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、相互の協議のうえ決定するものとする。

14. 担当部署および連絡先

奈良県 食農部 農業水産振興課 総務・水産振興係

〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-7409

<別紙>

**公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）**

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。